

(策定) 令和7年3月28日

沖縄電力株式会社 行動計画  
(次世代育成支援対策推進法)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び  
休日労働（所定外労働）の合計時間数を30時間未満とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 経営層が参加する会議にて、部署ごとの所定外労働の時間数報告を実施
- 令和8年1月～ 所定外労働が一定時間数を超える場合の本人と上司に対する通知
- 令和8年1月～ 所定外労働が見える化し、所属長・個人間で共有を行えるような仕組みの検討

目標2：仕事と育児の両立支援制度の理解促進を図るための周知

<対策>

- 令和7年10月～ 子の看護等休暇の要件緩和について、社内ポータルを活用し周知する
- 令和7年10月～ 育児との両立に関する制度の周知資料を作成し、全社員へ向けて発信する